

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開 令和5年

令和元（2019）年10月の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅱ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの『見える化』要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

また、令和3年度より算定要件項目が変更になりました。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

■入職促進に向けた取組み

職場環境要件項目	当法人としての取組
法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	週1回、運営状況の確認、また課題解決のための事業所・施設管理者会議を開いています。 また、月1回、管理者、責任者を集め、経営会議を開いています。
他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	教育研修部門と外部のスクールと提携し、無資格者、未経験者の採用者が現場で戦力となるよう、様々な研修を開催しています。

■資質の向上やキャリアアップに向けた支援

職場環境要件項目	当法人としての取組
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	法人内の教育研修部門と外部のスクールと提携し、介護福祉士受験準備講座を開催し、多くの職員が受講しています。また、喀痰吸引研修、認知症ケアについても、講座を開催しています。 更に、幹部職員（候補を含む）には、外部の管理者育成研修の受講を奨励しています。

■両立支援・多様な働き方の推進

職場環境要件項目	当法人としての取組
業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	職員のストレスを和らげるために、相談窓口を設けています。

■腰痛を含む心身の健康管理

職場環境要件項目	当法人としての取組
短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	毎年、ストレスチェックを実施し、産業医への受診、また臨床心理士によるカウンセリングを受けることができる体制を整えています。

■生産性向上のための業務改善の取組

職場環境要件項目	当法人としての取組
タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	タブレットによる記録業務、また声で入力できる『ボイスファン』、館内を移動しながらどこでも記録ができるようタブレット端末の導入をすすめています。 更に夜間のご利用者様のベッド上での様子をパソコンで確認できる『眠りスキャン』を導入しています。

■やりがい・働きがいの醸成

職場環境要件項目	当法人としての取組
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	どんな些細なことでも、介護職員等の気づきについては、職場内での責任者会議、法人内での管理者会議で取り上げ、改善に努めています。